

## 「クロルベンジレート」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価の依頼について

### 1 経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、飼料中の農薬の残留基準のうち、平成 18 年に設定した基準値（いわゆる暫定基準）については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 3 号に該当することから、順次、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価を、食品安全委員会に依頼することとされている。

今般、クロルベンジレートについて、国内及び我が国への主要な飼料輸出国において使用されていないことから、現行の基準値を削除することについて、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に意見を聴取するものである。

### 2 登録及び基準値設定状況

国内においては、1955 年 6 月に農薬登録（かんきつ、りんご、なし、ぶどう、おうとう）され、1994 年 6 月に登録失効している。飼料中の基準値について、暫定基準値としてとうもろこしに 0.02 mg/kg を設定している。

海外においては、我が国への飼料の主要な輸出国のカナダ、米国、豪州でクロルベンジレートの基準値及び使用の登録はない。また、PIC 条約（国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約<sup>\*1</sup>）により輸出入が規制されている。Codex 基準も設定されていない。

食品中の残留基準について、平成 27 年 9 月 8 日付けで食品安全委員会から厚生労働大臣に対して、「当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 号第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」と回答されたことから、全ての農畜水産物の暫定基準値が削除され、一律基準（0.01 ppm）が適用されている。

<sup>\*1</sup> 先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続（Prior Informed Consent、通称 PIC）等を設けた条約。90 か国及び EU が締結。

### 3 モニタリング結果

(飼料)

FAMICにおいて、2003年度から2022年度まで(20年間)で、計6,911件の国内外の飼料を検査

→全て検出限界(0.02 mg/kg)未満

### 4 家畜残留試験

家畜残留試験の結果は以下のとおり。

表1 乳牛を用いた乳汁への移行試験結果(混餌)

単位: mg/kg

クロルベンジレート 給与濃度	残留試験結果 (給与期間28日)(n=3)
1	<0.01 (全ての乳汁サンプル)
食衛法(一律基準)	0.01

- ・検出限界 0.01 mg/kg
- ・乳汁を1、3、5、7、14、21、28日及び給与終了後1、3、7日後に採取
- ・出典: 平成13年度飼料の安全性確認調査委託事業

表2 豚を用いた飼養試験結果(混餌)

単位: mg/kg

クロルベンジレート 給与濃度	残留試験結果(給与期間28日)(n=3)		
	筋肉	脂肪	肝臓
0	<0.01	<0.01	<0.01
0.5	<0.01	<0.01	<0.01
2	<0.01	<0.01	<0.01
5	<0.01	0.05±0.01	<0.01
10	<0.01	0.09±0.02	<0.01
食衛法 (一律基準)	0.01	0.01	0.01

- ・検出限界 0.01 mg/kg
- ・値は n=3 の平均値±標準偏差
- ・出典: 平成5年度有害物質等残留防止緊急対策事業

表3 肉用鶏（卵のみ採卵鶏）を用いた飼養試験結果（混餌）

単位：mg/kg

クロルベンジレート 給与濃度	残留試験結果(n=3)			
	筋肉	脂肪	肝臓	卵黄
0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
0.5	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
2	<0.01	0.02±0.01	<0.01	<0.01～0.01
5	<0.01	0.05±0.01	<0.01	0.03±0.01
10	<0.01	0.45±0.33	<0.01～0.03	0.06±0
食衛法 (一律基準)	0.01	0.01	0.01	0.01(卵)

- ・検出限界 0.01 mg/kg
- ・給与期間：肉用鶏 56 日、採卵鶏 28 日、卵の採取日：28 日目
- ・出典：平成 5 年度有害物質等残留防止緊急対策事業
- ・値は n=3 の平均値±標準偏差

## 5 今後の方針

クロルベンジレートは、日本において農薬登録が失効しており、また、国際的に使用等が規制されていることから、国内外でクロルベンジレートは主要飼料作物に使用されていない。また、飼料に係るモニタリング検査において過去 20 年間検出事例はないことから、クロルベンジレートが飼料から検出される可能性は低く、現在の科学的知見に基づくと、クロルベンジレートは、飼料及び畜産物に残留するおそれは低いと考えられる。

食品衛生法でも、穀類に係る当該農薬の基準値は設定されておらず、また、畜産物にも基準値は設定されていない（一律基準：0.01 mg/kg）。

これらのことから、飼料中のクロルベンジレートの基準値は削除することとする（国内外での主要な飼料作物への新たな適用や、新たな科学的知見が得られた際は適宜見直しを検討する。）。

また、当該基準値を削除した場合であっても、モニタリング検査等においてクロルベンジレートが検出された際には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 23 条の規定に基づき、必要に応じて、農業資材審議会の意見を聴いた上で、当該飼料の製造、販売、使用等を禁止する等、適切にリスク管理措置を実施する。

なお、クロルベンジレートは、畜産物（特に脂肪）に蓄積することから、今後も飼料においてリスク管理措置としてモニタリング検査を継続する。

（基準値案）

飼料の原料	基準値(mg/kg) (規制対象物質：クロルベンジレート)	
	改正前	改正後
とうもろこし	0.02	削除